

高岡法科大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

高岡法科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、高岡法科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神に基づき、「全人教育」を通じて、創造性と実践力に富む豊かな人間性を兼備えた人材を育成することと学則に明記され、その内容は大学の個性・特色に反映されている。社会のニーズや志願者の動向など大学を取巻く情勢の変化に対応して、教育目的の達成に向け、学部学科の改編、カリキュラムの整理・統合などが進められている。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映され、多様な媒体により、学内外に周知されている。中長期的な計画が策定され、入試広報活動、人材の育成と指導方法及び指導体制の組織化、教員の質向上に向けた取組みなど、必要な体制の整備を進めている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者の受入れは、アドミッションポリシーをもとに適切に実施され、多様な入学者の確保を目指している。収容定員に対する在籍学生数比率が、低い状態が続いているため、該当学部の改組転換と学生募集活動の強化によって、在籍学生数の回復に努めている。

教育課程はカリキュラムポリシーに沿って適切に編成され、授業方法には、アクティブ・ラーニングなどの双方向的な授業が導入されるなど多彩な工夫が認められる。

学生の社会的・職業的自立に関する指導体制として、入学から卒業まで一貫したキャリア形成教育が実施されている。学生サービス、厚生補導及び生活相談などの組織が整備され、細やかな対応がなされている。

カリキュラムポリシーに沿って、法学系の基本的な科目担当者を中心に専任教員が配置されている。教員の採用・昇任や適正な教員評価のため、教員数のバランスや年齢構成を考慮した人事計画の作成、教員の資質・能力向上方策などに取り組んでいる。

校地及び校舎は設置基準上必要とされる面積を満たしている。校舎、図書館等の各種施設は適切に整備されており、有効に活用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の経営は、寄附行為に従い適正な管理・運営がなされており、規律と誠実性は保たれている。法人や大学の設置、運営に関する各種法令は遵守され、財務・教育情報も公開されている。理事会は、最高意思決定機関として機能しており、理事・監事の出席率は高い。

大学は、理事長及び理事会の基本方針のもと、学長のリーダーシップにより適切に運営

されている。

財務は支出超過の状況にあるが、財務的体力を生かして、「事業活動収支シミュレーション（新会計基準）」を作成し、今後 5 年間で法人全体での事業活動収支の健全化を計画している。

会計処理は、関連法令及び「学校法人高岡第一学園経理規程」などの法人・学内諸規則に基づき行われており、公認会計士及び監事による監査も適切である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に沿い、学則で自己点検・評価の実施及び公表を定め、関係規則と組織を整備して、自主的・自律的な自己点検・評価の実施体制が設けられている。学長主催の「大学運営会議」のもとに自己点検評価実施会議が設置され、定期的に自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は、各部署から年度末に受ける具体的な活動報告に基づいて実施されており、その結果は全教職員に学内で共有されるほか、大学ホームページで公表されている。

自己点検・評価の結果は、「大学運営会議」に諮られ、学長が中心となり同会議の決定に基づく各種の計画が作成されて、各組織に指示が出されるなど、PDCA サイクルが機能するように図られている。

総じて、大学の教育は、建学の精神と目的に基づき行われ、学修と教授においては、当該学部の改組転換などにより在籍学生数比率の回復を目指しつつ、入学から卒業・就職に至るまでさまざまな創意工夫がなされている。経営・管理は適切に行われ、「事業活動収支シミュレーション（新会計基準）」を作成して、収支の健全化を図っている。自己点検・評価は、自主的・自律的に実施されており、その結果は教育の質の向上に活用されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.法律に関連した社会貢献」「基準 B.地域連携の推進および地域社会への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、建学の精神に基づき、「全人教育」を通じて、創造性と実践力に富む豊かな人間性を兼備えた人材を育成すると学則に明記されている。こうした建学の精神と教育理念等は簡潔に文章化され、学生便覧、キャンパスガイド、大学ホームページなどによって周知が図られている。建学の精神と教育理念等は、「豊かな人格を目指す」「礼儀をわきまえた誠実な行動を促し」などの印象的なキャッチコピーとして、額やラミネートフィルムに入れ、学内、研究室、教室などの各所に掲げられている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

リーガルマインドを身に付けて社会・経済・文化の変化に対応できる創造性と実践力に富む人材の育成を目指すとする大学の個性・特色は、「全人教育」を基本とする大学の使命・目的及び教育目的を反映しており、学校教育法第 83 条に照らして、適切である。

社会のニーズや志願者の動向、在学生のニーズ、また、大学を取巻く社会情勢の変化に対応して、学部学科を改編しカリキュラムの整理・統合を行うなど、教育目的の更なる検討を進めている。

【改善を要する点】

○法学部法学科の教育研究上の目的が学則等に定められていない点は改善が必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び人材養成目的については、毎年、入学式、教授会、仕事始めなどの機会に、理事長及び学長の訓示、訓話を通して、教職員等の確認と理解を図っている。また、使命・目的及び教育目的は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映されているほか、学生には学生便覧、オリエンテーションなどに

より、学外には高校訪問、キャンパスガイド、大学ホームページなどにより周知されている。中長期的な計画を策定して、入試広報活動、人材の育成と指導方法及び指導体制の組織化、教員の質向上に向けた取組みが進められている。教育研究組織として法学部、大学院法学研究科を置き、附属機関として図書館、「就職支援センター」「地域・国際交流センター」などを整備して、使命・目的及び教育目的の達成を目指している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学のアドミッションポリシーは、大学ホームページ、入学試験募集要項、キャンパスガイドなどに明示されているほか、大学説明会、高校訪問、オープンキャンパスなどでも説明し、周知されている。入学者の選抜は、アドミッションポリシーに沿い、「高岡法科大学入学者選考規則」「高岡法科大学入学試験実施及び管理に関する規程」等に基づき、適切な実施体制のもとに多様な入学試験が実施されている。入試問題は、入試管理委員会の任命した大学の教員により作成されている。

近年、入学者数の減少が目立ち、収容定員に対する在籍学生数比率は、大学全体で低い状態が続いているが、平成 28(2016)年度に既存の 2 学科を統合する改組転換を実施するとともに、入試広報体制と募集活動の強化を図って、在籍学生数の回復に努めている。

【改善を要する点】

○平成 28(2016)年度から法学部の改組転換を実施し、中長期的な計画を策定して学生募集活動の強化に取り組んでいるが、入学定員に対する入学者数が極めて少ないので、早急な改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、「社会人基礎力」の養成を根底においたカリキュラムポリシーを設定し、大学ホームページなどで周知するとともに、基礎力の強化や、コース制に沿った系統的学修とコア・カリキュラムを両立させるための科目を配置している。基礎学修・応用学修・総合学修などの各科目に設定した目的と発展段階に応じたアクティブ・ラーニング、講義に関する学生の意見を収集・反映するためのリアクションペーパーの活用などの双方向的な授業や英語における習熟度別授業など、多彩な授業方法を展開している。

教授方法の改善を全学的に進めるため、「FD&SD 推進会議」を設け、授業評価アンケートの実施と教員の「授業改善書」の提出、FD(Faculty Development)研修会への参加などにより、授業方法の工夫に取り組んでいる。履修登録単位に上限を設ける一方、授業の際には教室外での学修を促すなど、単位制度の実質を保つように努めている。

【参考意見】

○年間履修単位の上限は 3・4 年次生にも設けることが望ましい。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会、学生委員会、「地域・国際交流センター」「障がい学生支援会議」などの組織によって、学修及び授業面について、教職協働による支援体制が設けられている。オフィスアワーは週 1 授業時間以上設けられている。少人数教育を基本とするところから、演習担当教員が学生一人ひとりの指導教員となる体制がとられている。TA 制度は、正課外のリメディアル講座、キャリア支援講座の一部で採用されている。退学者や留年者への対策として、教務委員会を中心に、平成 25(2013)年から「退学者ゼロ運動」を展開して、出欠調査、「単位取得状況調査」、個別面談などを実施している。学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、「FD&SD 推進会議」による授業評価アンケート、学生委員会や就職支援センターによる各種の匿名アンケート調査などが実施されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定は、演習科目と特別科目を除いて全受講時数の3分の2以上の出席及び試験成績を基準に実施している。成績評価については学則に基づき、基準等の詳細を規則で定めて学生便覧、「履修の手引」に明記するとともに、各授業科目のシラバスに成績評価方法を記載している。成績評価は5段階で行い、それぞれに点数を付与してGPA(Grade Point Average)を算出して、評価の平均化など適正な成績評価に活用している。卒業・修了の認定及び学位の授与は、ディプロマポリシーに沿って、学則などに基づく審査により適切に実施している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生の社会的・職業的自立に関する指導体制として、平成27(2015)年度に就職支援センターを設置し、教務委員会と連携して入学から卒業まで一貫したキャリア形成教育を実施している。平成28(2016)年度からのカリキュラムではキャリア関連科目を拡充し、現在は12単位になっている。キャリアガイダンスの出席率向上のため、演習科目は、授業への出席に加えて大学が社会人形成に利すると認めた教育イベントに参加することによって単位認定を行う「ポイント制」を導入するなどの工夫をしている。就職・進学については、大学全体の統括窓口としての就職課、さらに個別の相談窓口として、ゼミ所属学生はゼミ担当教員、留学生は「地域・国際交流センター」及び学生課などが連携して取組む体制を整備し、適切に運営している。

富山県インターンシップ協議会に参加し、仕事につながる実践的な就業体験の機会を確保するほか、多様な資格取得を目指す学生を支援する制度を設け、公務員以外の一般就職支援も整備している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成状況を点検・評価するため、授業評価アンケートを毎学期実施し、更に「大学生活に関するアンケート」でも授業についての質問項目がある。加えて、各学期中

に2回「出席状況調査」を行い、学生の学修状況の確認に活用している。その他、就職支援センターによる個別面談、出席率が思わしくない学生へのゼミ担当教員あるいは教務委員会（教務課）による面談を通じて、状況を把握する努力をしている。

授業評価アンケートの結果は教授会で共有化を図るとともに、全教員に「授業改善書」の提出を義務付けている。この二つは学内で自由に閲覧可能であり、結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする仕組みが作られている。学生に対しても、期間を限って掲示発表している。また、事務局にも一定期間公開することを通じて、教職員間の共有化を図っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

教授会のもとに置かれる学生委員会が学生サービス、厚生補導及び生活相談のための組織として機能している。全学生を構成員とする学生会に対して、一定額の予算配分、教職員への協力要請、各種行事の実施に伴う休講措置などの支援を行っているほか、課外活動への経済的支援も実施している。また、医務室、心的支援のためのカウンセリングルーム、留学生のための「地域・国際交流センター」、障がい学生のための「障がい学生支援会議」及び「障がい学生支援チーム」も整備されている。

経済的支援については学内奨学金のほか、授業料免除を行う特待生制度を設けている。留学生に対しても「私費外国人留学生奨学金」を用意している。

こうした学生サービスについては、全学生を対象として「大学生活に関するアンケート」を実施し、その結果を各種の改革に生かしている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーに沿って、法学系の基本的な科目担当者を中心に専任教員を配置し、限られた専任教員数の中で丁寧な指導を行える体制をとっている。

教員の採用・昇任については、各種規則の未整備部分の改正が行われ、平成 28(2016)年度から施行されている。採用においては公募制を採用、新カリキュラムに応じた教員数のバランス、年齢構成を考慮した人事採用計画を策定中である。昇任に関しても、適正な人事考課実現のため、制度の改善計画策定に取掛かっている。

教員の資質・能力向上の取組みとしては、毎年「教員評価自己申告書」の提出や授業評価アンケートの結果へのフィードバックなどを実施している。

教養教育は教務委員会の管轄で実施され、委員会は専門系教員、教養系教員に教務課長を加えたメンバーから構成され、適切な配慮がなされている。また、コンソーシアム科目等の履修も可能にして、学生の多様な関心に応えることができる体制になっている。

【参考意見】

- 教養教育を管轄している教務委員会規程にその旨を規定する条文を設けることが望まれる。
- 専任教員において 41 歳～50 歳の年代が全体に占める割合が高く、年齢のバランスがとれていない点は是正が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地面積、校舎面積ともに設置基準上必要とされる面積を満たしている。校舎、図書館等の各種施設は適切に整備されており、有効に活用されている。図書館は法学・社会科学系を中心に教育研究に必要な図書・資料を収蔵し、閲覧席も十分に確保している。平成 16(2004)年以降、インターネット利用環境の充実を図り、無線アクセスポイントが増えている。現在では、図書館、食堂、講義棟（本館）、大学院棟で学生のアクセスが可能であり、出欠管理サブシステムと学生情報サブシステムも構築され、学内ネットワーク化は着実に進んでいる。セキュリティ対策も適切に実施されている。

講義科目、演習科目とも学生数は過密になることなく、適切に行われている。

【参考意見】

- 施設のバリアフリー化について更なる整備が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人高岡第一学園寄附行為」第 6 条において、「この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う」と定められ、更に大学運営に関する重要事項を審議・企画・立案する機関として、学長、副学長、学部長、理事長、法人事務局長、大学事務局長等で構成される「大学運営会議」を設置している。「高岡法科大学ハラスメント防止規則」「高岡法科大学安全衛生管理規則」や危機管理の規則等を整備し、年 1 回消防訓練や AED（自動体外式除細動器）講習会を行うなど人権・安全への取組みが行われている。教育情報は「教育研究上の基礎的な情報」「修学上の情報等」として大学ホームページに掲載し学内外に公開している。また、財務情報は「財務の概要」「貸借対照表」「財産目録」等を大学ホームページに掲載し学内外に公開している。以上のように関連法令を遵守し法人及び大学は誠実かつ適正に運営されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

「学校法人高岡第一学園寄附行為」第 6 条で理事会を最高意思決定機関として位置付けている。また、学校法人の役員は私立学校法第 38 条の趣旨を踏まえ寄附行為に規定し選任条項ごとに適正に選出されている。理事会は、急を要する案件がない場合には 5 月・10 月・1 月・3 月に開催され、予算・決算、事業計画・報告、学則変更など重要事項を審議している。理事の出席率は高く監事も毎回出席し、法人の最高意思決定機関として適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「高岡法科大学組織規程」第3条に、学長は「学務をつかさどり、所属職員を統督する」と定め、学則の条文の随所に、学長が重要事項を決定する旨の記述がある。また、学長の意思決定を補佐する組織として「大学運営会議」を設置し十分に協議している。加えて、「高岡法科大学教授会規程」では教育課程、授業に関する事項、入学・復学・編入学・除籍等に関する事項、学生の試験及び卒業に関する事項等に関して、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べることになっている。このように学長は、理事長及び理事会の基本方針のもと、大学運営に当たり適切にリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は理事として、大学と理事長及び理事会との連携に注力している。また、大学事務局長も評議員に選任され、理事会及び評議員会の運営は大学側にオープンにされ、相互チェックに配慮している。監事は理事会及び評議員会に常に出席し、学校法人の業務及び財産状況の監査等の職務を行っている。評議員は寄附行為に基づき選考され、評議員会への出席状況も良好であり適切に運営されている。理事長及び学長は、毎年、年度当初の教員を対象にした訓示と、年頭の職員を対象にした訓示で法人の運営方針と課題等を表明している。また、教職員の意見をくみ上げるボトムアップの仕組みとして、「大学運営会議」があり、教職員からの提案を審議するなど有効に機能している。総じて法人・大学のコミュニケーション、ガバナンスは実直な状況にある。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人事務局は、法人事務局長の配下に総務課・会計課が置かれ、大学事務局には、大学事務局長の配下に管理課、入試課、教務課、学生課、就職課が設けられ、各課の事務分掌は「大学事務組織及び事務分掌規程」により定められ、事務体制が構築され機能している。また、教員と事務職員で構成する各種委員会を設置しており、教員と職員の協働体制に配慮がなされている。また、「大学運営会議」を設置し、学長の適切かつ円滑な大学の意思決定を補佐している。職員の資質・能力向上のための研修は、所属長による指導や OJT が中心であるが、職員向けの研修を必要に応じて開催し業務執行能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「事業活動収支シミュレーション（新会計基準）」を作成し、平成 28(2016)年より 5 年間で法人全体での事業活動収支の黒字化を計画している。

法人全体としては、純資産構成比率、内部留保資産比率が高く、安定した財務状況を維持してきたが、平成 19(2007)年度より当年度収支差額が支出超過に転じ、平成 27(2015)年度決算において、法人全体では当年度収支差額が支出超過、大学の当年度収支差額も支出超過となっている。

外部資金の獲得の支援策として「個人研究費予算要求制度」を導入している。

現在は支出超過の状況にあるが、無借金経営を貫き純資産、次年度繰越金は財務的体力を有し収支状況改善に向け堅実に法人運営がなされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、関連法規及び、「学校法人高岡第一学園経理規程」などの学内諸規則に基づき適正に行われている。

予算案は各部門よりの事業計画をもとに法人本部が取りまとめ、調整のうえ評議員会、理事会の手続きを経て決定している。予算執行状況の確認を毎月行い、当初予算外の収入・支出が発生した場合は、補正予算を編成し、理事会・評議員会に諮り補正予算の審議がなされている。

法人の会計処理は、監査法人である公認会計士による会計監査が行われ、寄附行為第 11 条に基づく監事は私立学校法に規定する学校法人の業務及び財産状況の監査等の職務を行っている。監事は理事会及び評議員会に常に出席し、監査報告を行い、監査は実直かつ適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条の 2 では、「教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。自己点検・評価の実施機関として、自己点検評価実施会議が設置されている。「高岡法科大学自己点検評価実施会議規程」には、定期的な自己点検・評価の実施が定められ、自己点検評価実施会議は学長主催の「大学運営会議」のもとに位置付けられている。

自己点検・評価書は、前回の大学機関別認証評価以降、平成 23(2011)年、24(2012)年、26(2014)年と作成・公表されてきたが、平成 27(2015)年度からは、2 年に一度の作成・公表と定められており、加えて平成 28(2016)年度にも作成されるなど着実に自己点検・評価活動が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各部署から年度末に受ける具体的な活動報告に基づいて自己点検評価を実施している。報告内容に疑義がある場合の対応は、大学の教育研究水準の向上の目的に照らしてその妥当性を審議し学長に結果を報告することと規則に定められている。

オープンキャンパス、大学説明会、「父母懇談会」などでアンケートを実施、「授業評価アンケート」と合わせ学内外の現況把握のための調査を行っている。

小規模大学の特性から、全教職員の間で、日常的に評価の結果について意見交換がなされ、学内共有はできている。自己点検評価書は大学ホームページで公表し、自己点検・評価活動は誠実に行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各部署の報告が自己点検評価実施会議に挙がり、その検討結果が学長主催の「大学運営会議」に諮られ、学長が中心となり、報告に基づいて各種の計画が作成され、組織全体に指示が出され、PDCA サイクルが機能するような体制をとっている。

小規模大学の特性を生かして、情報の学内共有が日常的に行われていて、特に教職員間においては、教員ネットワークや事務職員ネットワークのシステムにより情報の共有化が図られ、PDCA サイクルの検証が行えるよう配慮されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 法律に関連した社会貢献

A-1 法律に関連した物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 国・自治体への協力

A-1-② 法律関連資源の社会への提供

A-2 法学教育の推進

A-2-① 公開講座を通じた社会人法学教育推進

A-2-② 中高生向け法学教育の推進

【概評】

法律系の大学として蓄積された法学分野のさまざまな知見を有していることから、この分野での社会貢献に力を入れている。教員は自治体等で法律関連の講師を務めることが奨

励されており、実際に地元自治体で各種委員会委員を務め、研修会や警察学校でも講師を務めている。それ以外にもさまざまな地元団体で顧問や相談役など、重要な役割を果たしている。学内担当部署は「地域・国際交流センター」と規定されていて、センターが自己点検評価実施会議に対して業務報告を行っている。

図書館は北陸地方唯一の法律系単科大学の図書館として、蔵書を一般に公開して社会貢献に努めている。また、富山県立図書館と相互貸借協定を締結し、利用者の利便性を高めている。

地元自治体と連携して、春季・秋季公開講座を開催し、教員が法律の専門分野について講義することで、地域の法学教育に貢献している。また、大学主催で、主にビジネスパーソンを対象に社会人向けの法律講座として「イブニングセミナー」を開催している。卒業生も積極的に参加している。

高岡市との連携授業「高岡市内の中学校における法教育の推進」の一環として、市内の中学校に教員を派遣し、法律講座を実施している。また、高大連携事業において、高校の要請に基づき教員を派遣し、法律関連の授業を行っている。

基準B. 地域連携の推進および地域社会への貢献

B-1 地域連携の推進

B-1-① 地元企業との連携

B-2 地域社会への貢献

B-2-① 地域社会との連携

【概評】

高岡市で唯一の私立大学として、自治体、企業、住民からのイベント協力要請に応え、また学生の就職活動やキャリア形成を促す活動の一環として地域連携を積極的に進めている。担当部署は「地域・国際交流センター」とし、センターが自己点検評価実施会議に業務報告を行っている。

学内では、地域の企業人や行政関係者を招いて講演を実施している。企業の経営陣を迎え、学生との交流を前提とした大学での講義やガイダンスを行い、企業側が必要とする人材育成を企業と合同で行ってきた。平成 24(2012)年には地域の銀行と「包括的連携協力に関する覚書」を締結、平成 25(2013)年からは、寄附講義「銀行論」が隔年で開講され、頭取を中心とした講師による講義が行われている。平成 27(2015)年には高岡市と連携して「住民参加とまちづくり」事業を展開している。

地域行事のために大学施設を開放するとともに、教員や学生がボランティア活動として、高岡市「国宝瑞龍寺ライトアップ」(春・夏・冬)や「菜の花フェスティバル」「中田かかし祭り」など各種イベントに参加している。また、図書館を始め、ミレニアムホール、体育館、ラウンジ、グラウンド、テニスコートなども地域に開放し、地域社会と日常的な協力関係を築いている。

